

平成 17 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 朝 日 イ ン テ ッ ク 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 田 尚 彦  
( 東 証 第 二 部 ・ 名 証 第 二 部 ・ JASDAQ コード番号 : 7747 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 竹 内 謙 次  
( TEL.052-768-1211 )

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成 17 年 8 月 18 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規程に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 9 月 22 日開催予定の第 29 回定時株主総会において付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社および当社子会社の取締役、監査役、顧問および従業員に対して、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役、監査役、顧問および従業員に割り当てるものとします。

#### 3. 新株予約権発行の要領

##### ( 1 ) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 190,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,900個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。

(ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、次により決定される1株あたりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株あたりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)のうちいずれか高い方に1.03を乗じた金額(1円未満は切り上げ)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \frac{1 \text{株あたり払込価額}}{\text{または譲渡価額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1 \text{株あたりの時価}}}$$

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年11月1日から平成23年10月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社および当社子会社の取締役、監査役、顧問および従業員であることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

( 7 ) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は、取締役会決議により無償で消却することができる。

新株予約権者が、当社および当社子会社の取締役、監査役、顧問および従業員たる地位を失い、権利を喪失した場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

( 8 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

注) 新株予約権者との個別契約においては、新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分はできないものとする。

以上